

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むとき、
翌日とす)

告示

鳥取県告示第千二十号

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

〔香川県香川郡塩江町

「香川県香川郡塩江町」を 香川県大川郡志度町 に改める。

山口県豊浦郡豊田町

鳥取県告示第千二十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第八条第二項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目次

◇ 告 示

昭和四十七年十一月鳥取県告示第九百五十六号の一部改正

種畜証明書の交付

旧慣使用林野整備計画の認可

土地改良区の役員の就退任

土地改良事業計画の適否の決定

” ”

土地改良事業の認可

都市計画の変更に係る案の縦覧

土地の用途廃止

◇ 教委規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

種畜証明書番号

名前

品種

生年月日

産地

血統

父

母

級別

飼養者住所氏名

昭四七
鳥取県臨
第一号

旭二

黒毛和種

昭四六・二・二〇

日野郡溝口町

裕昌

さかえ一

三級

日野郡溝口町
清水保五郎

” ”
第二号

第三
双葉

” ”

昭四六・一〇・二

日野町

第三
卯月

ふたば五

” ”

日野町
大下勅雄

| | | | | | | | | | | | |
|----------|------------|-------------|----------|--------------|---------------|----------|-----------|----------|-----------------|----------|------------|
| 第一四号 | 第一三号 | 第一二号 | 第一一号 | 第一〇号 | 第九号 | 第八号 | 第七号 | 第六号 | 第五号 | 第四号 | 第三号 |
| 第八 気高 | 岡清 | 高幸 | 岩福 | 山城 | 高晴 | 徳栄 | 谷栄 | 久綿 | 代野原 | 第三 小林 | 富士 |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| 昭四六・四・二九 | 昭四六・五・一〇 | 昭四六・五・二五 | 昭四六・五・三〇 | 昭四六・六・一九 | 昭四六・五・二一 | 昭四六・六・二三 | 昭四六・七・一 | 昭四六・七・一〇 | 昭四六・七・二〇 | 昭四六・八・一五 | 昭四六・六・八 |
| " 智頭町 | " | 八頭郡家町 | " 岩美町 | 岩美郡国府町 | " | 日野郡日南町 | 八頭郡船岡町 | 米子市石州府 | 日野郡日南町 | " 会見町 | 西伯郡岸本町 |
| 第五 気高 | 気高 | " | 福気高 | 気高 | 日光 | 吉光 | 気高 | 日光 | 裕豊 | " | 第六 吉花 |
| こはら | 第五 きくひさ | 第二 しろなが | のぐち五 | みのり | たかみどり | さかえ三 | きしもと | せいしゆん | すぎ一 | なりこ | くめ |
| " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " | " |
| " 福本正一 | 八頭郡智頭町智頭夫 | 気高郡気高町殿山田辰美 | " 智頭町智頭 | 八頭郡若桜町若桜津村繁治 | " 大正町東伯家蓄センター | " | " 今在家藤井一明 | " | 倉吉市上古川西日本家畜センター | " | 西伯郡岸本町遠藤加川 |

鳥取県告示第千二十二号

三朝町長から申請のあつた牧地区旧慣使用林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律(昭和四十一年法律第二百二十六号)第二十二条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月十三日認可したので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

北条土地改良区

退任した役員の住所及び氏名

| | | |
|----|--------|---------------|
| 理事 | 高田 秋 政 | 倉吉市巖城八一六 |
| " | 山本 廉 男 | " 小田一二四 |
| " | 西谷 重 幸 | " 古川沢一九三 |
| " | 足羽 幸 人 | " 井手畑一二八 |
| " | 伊東 義 男 | " 新田一三八 |
| " | 引田 信 男 | 東伯郡北条町大字江北五五一 |
| " | 磯江 美 彰 | " 二六一一 |

北条土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

| | | |
|---------------|---------|---------------|
| " | 井上 久 平 | " 国坂五二二 |
| " | 山本 涼 三 | " 二三〇 |
| " | 吉田 啓 仁 | " 土下二六五 |
| " | 日置 吉 太郎 | " 島七〇五 |
| " | 矢木 稔 | " 北尾四八八 |
| " | 河原 勝 好 | " 大字田井七六 |
| " | 根鈴 一 雄 | " 松神七六四 |
| " | 谷本 正 和 | " 曲三一六 |
| " | 大西 義 信 | " 大栄町大字東園四〇三 |
| " | 中村 栄 市 | " 西園一一〇〇の一 |
| " | 谷口 新 正 | " 瀬戸七六二 |
| 監事 | 神宮 恒 正 | 倉吉市穴窪二五〇 |
| " | 引田 光 雄 | 東伯郡北条町大字江北六九〇 |
| " | 原田 仙 松 | " 方原三〇三 |
| " | 井中 正 男 | " 大栄町大字六尾三二四 |
| 任期満了により退任 | | |
| 北条土地改良区 | | |
| 就任した役員の住所及び氏名 | | |
| 理事 | 山 協 正 富 | 倉吉市巖城一二二四 |
| " | 山本 廉 男 | " 小田一二四 |
| " | 西谷 重 幸 | " 古川沢一九三 |
| " | 木天 富 治 | " 下古川三二四 |
| " | 伊東 義 男 | " 新田一三八 |

引田 信男 東伯郡北条町大字江北五五一
磯江 美彰 " " 二六一一
井上 好長 " " 国坂五四四
山本 涼三 " " 二三〇
吉田 啓仁 " " 土下二六五
日置 吉太郎 " " 島
矢木 稔 " " 北尾四八八
岩本 勝利 " " 方原六二二
上田 哲男 " " 下神七三六
谷本 正和 " " 曲三一六
大西 義信 " " 大栄町大字東園四〇三
中村 栄市 " " 西園二〇〇の一
井中 正男 " " 六尾三二四
監事 船越 一正 倉吉市小田一八七
" 引田 光雄 東伯郡北条町大字江北六九〇
" 根鈴 一雄 " " 松神七六四
" 山崎 祥雄 " " 大栄町大字瀬戸六六の一
昭和四十七年十月七日開催の第三十七回臨時総代会において総選挙の結果当選し、昭和四十七年十月二十四日就任 任期四年

青谷町桑原土地改良区
退任した役員の住所及び氏名
理事 長谷川 浚 一 気高郡青谷町大字桑原一〇〇番地一
" 中林 修 一 " " 七六番地

尾崎 茂則 " " 澄水七〇番地二
" 尾崎 秋雄 " " 六九番地
" 清水 力松 " " 桑原一九六番地
" 長谷川 勇 " " 澄水五六番地一
監事 棚田 行雄 " " 三九番地
" 長谷川 辰治 " " 桑原五一番地
任期満了により退任

青谷町桑原土地改良区
就任した役員の住所及び氏名
理事 清水 昭 一 気高郡青谷町大字桑原七八番地
" 土橋 武 " " 六四番地
" 中林 秀延 " " 四三四番地
" 尾崎 秋雄 " " 澄水六九番地
" 棚田 行雄 " " 三九番地
" 尾崎 茂則 " " 七〇番地二
監事 岩本 時重 " " 桑原四一七番地二
" 長谷川 勇 " " 澄水五六番地一
昭和四十六年十一月十五日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和四十六年十一月二十七日就任 任期四年

鳥取県告示第千二十四号
昭和四十七年十一月十七日付で河原町長から申請のあつた土地改良(河内地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月十六日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
河原町役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十五号

昭和四十七年十一月二十日付で北条町長から申請のあつた土地改良（米里地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月十六日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
北条町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十六号

昭和四十七年十一月二十四日付で米子市長から申請のあつた土地改良（皆生地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第三十七号）による改正前の土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定の例により、次のとおり告示する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十七年十二月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二十七号

鳥取市長から申請のあった市営土地改良（本高地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第千二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定に基づき、米子境港都市計画道路を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第二項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 都市計画を変更する土地の区域

三・三・四号樋ノ上川線

変更する部分

境港市上道町字中頭無、字上頭無、字上鴻河及び字堂田並びに中野町字下深田、字上深田、字下蛭田、字西廣見及び字堂垣

二 都市計画の案の縦覧場所

境港市上道町一六〇〇

境港市役所

三 縦覧期間

昭和四十七年十二月十五日から昭和四十七年十二月二十八日まで

鳥取県告示第千二十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十七年十二月十五日から用途廃止した。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

| 場 所 | 面 積 (平方メートル) | 用 途 |
|-----------------------|-----------------|-----|
| 八頭郡八東町大字富枝字大石垣二二〇番地先 | 六・三七 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字大石垣二一八番七地先 | 一一〇・七二 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山根二四三番地先 | | |
| 八頭郡八東町大字富枝字下山根二六五番地先 | | |
| 八頭郡八東町大字富枝字下山根二六二番四地先 | 四三・八八 | 水路敷 |

| | | |
|-----------------------|--------|-----|
| 八頭郡八東町大字富枝字下山根二六五番地先 | 一五・五八 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山根二四一番地先 | 二〇・四六 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山根二四一番地先 | 八二・五二 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字大石垣二一八番二地先 | 七・三七 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字橋ノ本四六七番一地先 | 四二・〇三 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山居四六三番地先 | 一四・三六 | 水路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山居四五八番二地先 | 一二・八七 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山居四七七番地先 | 七三・六七 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山居二三八番地先 | 三一・五〇 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山根二二三九番地先 | 一〇・三一 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字大石垣四六七番一地先 | 二九・九〇 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山居四六七番地先 | 四三・八四 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山根二四二番一地先 | 一〇〇・〇二 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山根二四〇番地先 | 一一八・五〇 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字下山根二四六番地先 | 二七・〇八 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字下山根四五七番地先 | 一八・〇〇 | 道路敷 |
| 八頭郡八東町大字富枝字上山居四六三番地先 | 一二・六五 | 道路敷 |

教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年十二月十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第十号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

現業職給料表

| 職務の等級 号給 | 1 等級 | 2 等級 |
|-------------|---------|--------|
| | 給料月額 | 給料月額 |
| | 円 | 円 |
| 1 | 36,300 | |
| 2 | 37,500 | 33,300 |
| 3 | 38,700 | 34,400 |
| 4 | 39,900 | 35,500 |
| 5 | 41,600 | 36,300 |
| 6 | 43,400 | 37,500 |
| 7 | 45,300 | 38,700 |
| 8 | 47,200 | 39,900 |
| 9 | 49,300 | 41,600 |
| 10 | 51,600 | 43,400 |
| 11 | 53,900 | 45,200 |
| 12 | 56,200 | 46,500 |
| 13 | 58,500 | 49,300 |
| 14 | 60,800 | 51,600 |
| 15 | 66,000 | 53,900 |
| 16 | 68,700 | 56,200 |
| 17 | 71,400 | 58,500 |
| 18 | 73,900 | 60,800 |
| 19 | 76,400 | 66,000 |
| 20 | 82,400 | 68,700 |
| 21 | 85,700 | 71,400 |
| 22 | 89,000 | 73,900 |
| 23 | 92,300 | 76,400 |
| 24 | 95,500 | 78,900 |
| 25 | 102,300 | 81,400 |
| 26 | 106,100 | 83,900 |
| 27 | 109,900 | 86,100 |
| 28 | 113,700 | 88,300 |
| 29 | 117,000 | 89,800 |
| 30 | 120,300 | 91,100 |
| 31 | 123,000 | 92,400 |
| 32 | 125,700 | 93,600 |
| 33 | 127,800 | 94,800 |
| 34 | 129,900 | 96,000 |
| 35 | 131,900 | |
| 36 | 133,900 | |

別表第三の表中

| | | |
|---------|---------|---------|
| 三三、一〇〇円 | 三三、一〇〇円 | 二九、四〇〇円 |
|---------|---------|---------|

を

| | | |
|---------|---------|---------|
| 三七、五〇〇円 | 三七、五〇〇円 | 三四、四〇〇円 |
|---------|---------|---------|

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

2 改正前の現業職員の給与に関する規則の規定に基づいて昭和四十七年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に支払われた給与は、改正後の現業職員の給与に関する規則の規定による給与の内払とみなす。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

具

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】